

JVA REPORT

6

'06 JUNE
NO.116

MAIN REPORTS

平成18年度通常総会開催報告

映像ソフト及びAV機器の消費実態に関する
調査結果報告(1)

私的録音録画問題の原点～秋山多喜男氏に聞く～

SCIENCE FICTIONS

LOVE STORY

EDUCATION

ANIMATION

ACTION

KIDS

MUSICAL

CONCERT

HOW-TO

TV SHOW

社団法人 **日本映像ソフト協会 会報**

〒104-0045 東京都中央区築地2丁目12番地10号(築地MFビル26号館3階)

電話:03-3542-4433 FAX:03-3542-2535 <http://www.jva-net.or.jp>

編集・発行 社団法人 日本映像ソフト協会

2006年6月12日発行



平成18年度通常総会開催報告	2
平成18年度事業計画書	2
映像ソフト及びA V機器の消費実態に関する調査結果報告	5
私的録音録画問題の原点～秋山多喜男氏に聞く～	7
文化庁法制問題小委への「検討事項についてのお願い」提出について	9
JASRAC委員会の名称変更と私的録画補償金問題委員会の設置について	9
B Bマルチメディア委員会活動報告	9
第252、253回定例理事会開催報告	10
新会員加盟促進ワーキンググループの設置について	10
違法対策部会 平成17年度活動報告と18年度活動方針	10
営業部会米国映像市場視察ツアーについて	12
J V A会員懇親ゴルフコンペ開催報告	12
A A C Sライセンス費用に関する要請書送付について	12
事務局人事	12
リレーエッセイ ⁵⁹	13
日誌に見る協会の動き	13
月間売上統計(2006年3月度、4月度)	14
D V D生産統計	14

平成18年度通常総会 開催報告

去る5月30日(火)午後2時より当協会会議室において、平成18年度通常総会が開催された。当日は、正会員36社のうち、27社の代表(代理を含む)、書面表決8社、欠席1社となり、全会一致で以下の議案が承認された。

- 第1号議案 平成17年度事業報告書(案)および平成17年度収支決算報告書(案)の件
- 第2号議案 平成18年度事業計画書(案)および平成18年度収支予算書(案)の件
- 第3号議案 補欠役員選任の件(5月30日現在の役員は右のとおり)

また、総会に引き続き第254回定例理事会が開催され、次の議案が承認された。

- 第1号議案 グリーンプロダクト・チェーン連絡協議会への入会承認の件・・・承認
- 第2号議案 平成18年上半期賞与支給(案)承認の件・・・承認
- 第3号議案 TIFFCOMに対する後援名義使用承認の件・・・承認
- 第4号議案 協賛会員退会の件・・・承認(退会) マルサカ商事(株)

また、各部会委員会報告、2006年4月度ビデオソフト売上速報、DVDハード出荷実績、内閣府発表主要耐久消費財普及調査結果等が事務局より報告された。

理事会に引き続き、平成17年度事業報告および平成18年度の事業計画について記者発表会が開催され、角川会長、高井副会長、後藤事務局長が出席した(事業計画については下の記事に掲載)。

役員名簿

2006.5.30 現在

(理事・監事は氏名五十音順)

会 長	かどかわ 角川 歴彦	つぐひこ 角川書店 代表取締役会長
副 会 長	たかい 高井 英幸	ひでゆき 東宝(株) 代表取締役社長
専務理事	いたや 板谷 駿一	しゅんいち (株)NHKエンタープライズ 代表取締役社長
理 事	あらい 荒井 善清	よしきよ ジェネオンエンタテインメント(株) 代表取締役
理 事	いしくろ 石黒 吉貞	よしさだ 東映ビデオ(株) 代表取締役社長
理 事	いながき 稲垣 博司	ひろし エイバックス・マーケティング・コミュニケーションズ(株) 代表取締役会長
理 事	おおたに 大谷 信義	のぶよし 松竹(株) 代表取締役副会長
理 事	かとう 加藤 鉄也	てつや 東芝エンタテインメント(株) 代表取締役社長
理 事	かわしろ 川城 和実	かずみ バンダイビジュアル(株) 代表取締役社長
理 事	きはら 桐畑 敏春	としはる (株)ポニーキャニオン 代表取締役社長
理 事	くろい 黒井 和男	かずお 角川ヘラルド映画(株) 代表取締役社長
理 事	こいけ 小池 武久	たけひさ キングレコード(株) 代表取締役社長
理 事	しいな 椎名 保	やすし (株)角川エンタテインメント 代表取締役社長
理 事	たけうち 竹内 成和	しげかず (株)アニプレックス 代表取締役社長
理 事	どうやま 堂山 昌司	しょうじ 東芝EMI(株) 代表取締役社長
理 事	とくいち 徳市 慎治	しんじ (株)パップ 代表取締役会長
理 事	ないとう 内藤 友樹	ともき 20世紀フォックスホームエンターテイメントジャパン(株) 代表取締役社長
理 事	ひろせ 廣瀬 禎彦	さだひこ コロムビアミュージックエンタテインメント(株) 代表執行役社長
理 事	みやした 宮下 昌幸	まさゆき アミューズソフトエンタテインメント(株) 代表取締役社長
理 事	むねかた 宗方 謙	けん (株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント 代表取締役社長
監 事	しんがや 澁谷 敏巨	としあき ビクターエンタテインメント(株) 代表取締役社長
監 事	よねだ 米田 龍佳	たつよし (株)第一興商 代表取締役社長

平成18年度 事業計画書 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

平成18年の我が国経済は、微速ながらも着実に景気の回復が感じられた一年であった。しかし、回復が緩やかだったために、業界によって恩恵を享受できたか否かには温度差があったようだ。わが映像ソフト業界では、DVDビデオについては、依然、市場拡大が続いている。特に、昨年は、レンタル市場においてもビデオカセットからDVDへの転換が急速に進行し、DVDビデオ事業が映像ソフト産業の確固たる主役の地位を確保した一年であった。

反面、これまでの主役であったビデオカセット市場が急速に縮小したために、その落ち込み分をDVDでカバー出来ず、ビデオソフト全体では、前年度出荷実績を上回ることが出来なかった。

当協会の会員社による出荷統計は、メーカー出荷総額3709億円で、対前年比98.8%だった。そのうち、DVDビデオは3477億円、対前年比108.7%だった。特に、DVDビデオのレンタル用出荷金額は839億円で、対前年比124.8%と好調だった。一方、ビデオカセットは大幅に後退して

232億円、対前年比41.6%であった。

このような状況下で迎える平成18年度は、それぞれの段階で極めて舵取りの難しい年度になることが予測される。

まず、流通の段階、取り分けレンタル市場では、昨年から継続している、M&Aや廃業による店舗数の減少は更に続くものと思われ、2極分化したチャンネル毎に木目の細かいマーケティング戦略を強いられることになりそうだ。

また、数字上では好調なDVDセル市場においても、既に、マーケティング上の「成熟期」の典型的な状況であるチャンネルの多様化、価格の低廉化がますます進み、今後の舵取りが難しくなる環境に晒されている。

昨年一年を振り返ってみて、大きく変化したことは、事実上、ブロードバンドにおける映像配信事業がスタートしたことと、個人の間でも、何らかの形でインターネットを通じて映像ファイルが移動され始めているということである。このような状況を迎え、ブロードバンドにおいて如何に適切なビジネス・スキームを構築するか、また、ネット上で

の不正商品の流通を如何にして抑えることが出来るか等、平成18年度当協会に課せられた事業課題は山積されている。

このような状況の下に、平成18年度、映像ソフト産業のより一層の発展を図るべく、以下のような事業計画を立案した。

[]内は担当主務部会

[1]映像ソフト産業の健全な発展をはかる施策の実施

1. 会員充実のための新入会員勧誘の促進 [業務部会]

映像ソフト産業界を代表する公益法人として、その業界の発展に資するため、より多くの映像ソフト製作者、流通・映像コンテンツ関連事業者等の入会を募る。

2. 倫理問題の研究・意識の啓発 [業務部会]

少年に及ぼす映像ソフトの影響を自覚し、倫理規定遵守の徹底をはかり、当協会と映倫管理委員会、日本ビデオ倫理協会、映画産業団体連合会による共同審査機構「映像倫理協議会」への積極的な受審を促す。

また、倫理問題の研究と意識の啓発に努めると共に、関係省庁・自治体との連携・協力を努める。

3. 消費者とのコミュニケーション [業務部会]

映像ソフトがより健全なエンターテインメントとして発展することを目的に、消費者とのコミュニケーションをより円滑に行えるよう努める。

4. 経理・税務問題の検討 [業務部会]

今後予想される税制改正、会計処理の変更等については、随時対応について検討する。

[2]市場の整備及びマーケティング活動の活性化

1. 媒体別のマーケティング施策の検討・調査研究 [営業部会]

イ. DVDビデオ・ビデオカセット等各媒体別にその市場動向の把握、レンタル、セル等のマーケティング施策の検討、調査研究を進める。

ロ. 海外市場視察調査を実施し、国内マーケティング施策の実施に供する。

2. 業務用市場の流通の円滑化と活性化のための施策 [営業部会]

イ. ホテル、バス、健康ランド、船舶、複合カフェ、パーソナルシアター等の施設における映像ソフトの上映利用に対する市場の正常化に努める。

ロ. 公共施設における非営利無償上映が正しく行われるよう上映施設向けに広報・啓発資料を作成するなどして、その普及・啓発に努める。

3. レンタルシステムの運用とレンタル店の加入促進 [営業部会]

当協会のレンタルシステム加盟店の実態把握と未加盟店の加入促進を図る。

4. 市場活性化の施策 [営業部会]

市場活性化のためのキャンペーン等を実施する。

5. 会員地区連絡協議会への支援 [営業部会 / 違法対策部会]

映像ソフト市場の健全な発展のため、会員社出先機関で組織された会員地区連絡協議会の市場活性化、違法排除等の諸活動を積極的に支援する。

6. 関係団体との交流 [営業部会]

日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合を通じ、

レンタル店との交流を図りレンタル市場の整備・活性化の共同研究、種々のキャンペーン等企画参加、実施協力をする。

[3]知的財産権の擁護確立及び施策の推進

1. 著作権保護と違法行為の排除 [著作権部会 / 違法対策部会 / 営業部会]

イ. インターネット上での違法行為を排除するため、その監視活動を強化する。

ロ. 映像ソフトに係る著作権及び商標権侵害行為の排除、並びに、海外からの知的財産権侵害物品の流入を差止めるため、取締当局や関係団体と連携して、侵害者の調査、指導、警告及び海賊版の回収、法的措置の準備等の活動を行う。

ハ. 業務用市場における違法上映、違法利用に対する調査、指導、警告、また、悪質なものについての法的措置の準備活動を行う。

2. DVDビデオの違法複製に関する実態調査の実施及び防止のための保護手段について研究する。

2. 著作権法等の整備への対応 [著作権部会]

映像製作者の権利確保、権利処理業務の円滑化、違法対策活動の推進等、当協会会員社の事業活動が円滑に行なえる環境を整えるため、著作権法及び関連法令の整備に対して意見を主張し、適切な対応を行う。

3. 関係権利者団体との間における諸問題への対応 [著作権部会]

著作権等管理事業法に基づいて、関係権利者諸団体と諸問題について協議する。

4. 国際的著作権問題に対する対応 [著作権部会]

イ. 経済産業省と文化庁と関係諸団体等の共同で設立された「コンテンツ海外流通促進機構」及び、日本経済団体連合会のエンタテインメント・コンテンツ産業部会等を通じ、海外での権利行使手続きの調査及び侵害行為の排除に努める。

ロ. 上記に関して、著作権と併せて、商標権による権利執行が容易にできるよう「コンテンツ海外流通マーク」の利用等を推進する。

ハ. 海外での侵害実態を把握するため、必要に応じ近隣諸国及び地域に視察団を派遣する。

5. 著作権に係わる啓発活動 [著作権部会]

イ. 著作権保護や違法排除の活動を通じて、業界内部のみならず、一般消費者を含め広く著作権に関する啓発に努める。

ロ. 不正商品対策協議会に参画して、知的財産権に係わる啓発活動を行う。

6. 識別シールの発行

違法行為の排除の一環として、海賊版識別のための統一シールを発行し、市場の正常化とともに、一般への知的財産権の啓発を行う。

7. 原産地証明の発行

台北駐日経済文化代表處との協力により、台湾における海賊版防止策及び倫理基準の遵守のため発行する原産地証明は、関連団体との連絡を密にしながら実施する。

8. 私的録画補償金の分配

私的録画補償金制度による補償金について、私的録画補償金分配規程に基づき、分配対象会員社への分配を行う。

9. 文化庁主催の著作権セミナーへの協賛 [著作権部会]
文化庁主催のセミナーに協賛し、各会場に資料を配付するとともに担当地域に講師を派遣する。

10. 著作権相談への対応

映像ソフトの正しい利用の促進をはかるため、一般からの映像ソフトの著作権に関する諸問題の問い合わせ、相談に対応する。

[4] 将来の映像メディアについての調査・研究

1. 映像配信事業についての調査・研究 [eメディア部会 / 映像コンテンツ・データベース研究委員会]

イ. ブロードバンド等のネットワークを利用した映像配信に関して、今後のビジネスモデル構築に向けて調査・研究をする。

ロ. 映像コンテンツのデータベースについては、ジャパンミュージックデータ社とのデータ収集の共同作業を推進しつつ、データベースの利用について調査研究をする。

ハ. 映像配信など多様な映像メディアが提供されている諸外国へ視察団を派遣する。

2. 映像配信における権利保護・管理技術の調査・研究 [eメディア部会 / 技術部会 / 映像コンテンツ・データベース研究委員会]

映像配信事業を行う上で必要な権利保護技術等の技術情報調査・研究をする。

3. 新たに開発される映像メディアについて調査・研究を行い、次世代光ディスクに関しては、ハード、ソフトの連携を図るための施策を検討する。 [営業部会 / eメディア部会 / 技術部会]

4. セミナー・研究会の開催 [eメディア部会]

映像の将来に関与する情報技術について研究・学習するため、セミナー等を開催する。

[5] 映像ソフトに関する調査及び研究

1. 協会会員社を対象とする売上の調査・統計の実施 [業務部会]

イ. 協会会員社を対象とする映像ソフトの売上出荷統計調査を実施する。(年2回)

ロ. 会員社映像ソフト月間売上統計を調査し、会員社に対し速報を提供する。

ハ. DVDソフトの生産実績の調査・報告の実施(年4回)

2. 映像ソフト流通チャネルの実態把握について調査方法を検討する。 [業務部会]

3. 消費者実態について調査、研究する。 [業務部会]

4. 外国市場の実態の把握 [国際部会]

当協会会員社の関連性の深い外国市場の実態の調査・研究に資するため、近隣諸国及び地域における実態調査を行う。

[6] 商品規格・製品基準の調査研究 [技術部会]

1. 商品規格・製品基準等の策定

映像ソフト業界に必要な商品規格・製品基準等の策定を進める。

2. その他技術関連事項の調査・研究を行う。

[7] 情報の収集及び提供 [業務部会]

1. 会報の発行

協会の事業活動報告、当面する諸問題の報道解説、国際情報等を内容とする会報を、年6回発行する。

2. RENT A L年報の発行

映像ソフトに関するデータ・業界展望・ニュース等内容を充実した「 RENT A L年報」をレンタル店に配付、レンタル市場の健全な成長を図る。

3. 協会紹介及び知的財産権啓発のためのパンフレットを作成し、協会事業の会員社内外へのPR活動を展開する。

4. 一般紙・業界誌等の報道機関と接触を図り、協会活動等につき広報活動を展開する。

[8] 内外関係機関等との交流及び協力

1. 経済産業省及び文化庁とは日常的に意思の疎通を図り、また、文化審議会著作権分科会及びその各委員会等を通じて映像ソフト産業の特性、実態等に的確な理解を求め、産業発展のために協力を要請する。 [業務部会 / 著作権部会]

2. 警察庁、都道府県警察に対し知的財産権保護活動に理解を求め、知的財産権侵害の取締を要請するほか、不正商品対策協議会を通じ警察官研修への講師派遣を行う等、積極的に協力して、市場の浄化に資する。 [著作権部会 / 違法対策部会 / 営業部会]

3. 知的財産戦略本部並びに内閣官房知的財産戦略推進事務局の要請に協力する。 [著作権部会]

4. 総務省、東京都等と青少年健全育成環境整備問題につき情報交換を維持し、映像ソフト産業に理解を得つつ、自主規制による良好なる環境整備の実現を期する。 [業務部会]

5. 国立国会図書館の電子出版物の納本制度に協力する。 [業務部会]

6. 当協会が事務局を務める不正商品対策協議会をはじめ、会員として加盟するコンテンツ海外流通促進機構、映像関連団体連絡会議、(社)著作権情報センター、(財)デジタルコンテンツ協会、デジタル時代の著作権協議会(CCD)、(社)私的録画補償金管理協会、(財)音楽産業・文化振興財団、(社)日本経済団体連合会、(NPO法人)映像産業振興機構、(財)日本映像国際振興協会、更に、映像・音楽・技術及び著作権関連団体の(社)日本映画製作者連盟、(社)日本レコード協会、(株)日本国際映画著作権協会等の事業に協力するとともに、当協会の事業に対する理解・協力を要請する。また、会員への関連情報の入手伝達に努める。 [業務部会 / 著作権部会 / 営業部会 / 技術部会]

7. アメリカ映画協会(MPA)、アメリカフィルムマーケティング協会(AFMA)、韓国ビデオ協会(KVA)をはじめ、諸外国関連団体との連絡に努め、国際市場の整備を目的とする内外情報の交換・著作権情報の交換及び違法対策等を通じ国際市場の健全な発展に貢献する。 [国際部会]

[9] 会員社間の交流の緊密化を図る催事の実施

以上

映像ソフト及びAV機器の消費実態に関する調査 (DVDマーケット調査) 結果報告(1)

統計調査委員会は、去る4月5日(水)に「映像ソフト及びAV機器の消費実態に関する調査(DVDマーケット調査)」の結果について記者発表した。

これまで業界の共有データとして収集・蓄積の無かったセルDVD市場の消費実態を、ユーザーの側から捉えることを目的としており、昨年来より下のような概要により調査研究が進められていたものである。本報告はA4サイズ、108ページの報告書に纏められ、会員各社や関係方面に配布されたほか、当協会ホームページにおいてもサマリー(概要)が掲載(<http://www.jva-net.or.jp/jva/newsrelease/040506/DVDsummary.pdf>)されている。本号と次号(8月号)の2回に亘り、サマリーからの抜粋を報告する。

なお、統計調査委員会の委員長は、石崎邦彦氏(株)ポニーキャニオン常務取締役)から上田武二郎氏(同 営業本部本部長)に交替され、4月5日の記者発表は上田新委員長出席の下、開催された。

I. 調査の実施概要

1. 目的

DVDの消費実態を明らかにする・ユーザーの属性、DVDソフトの入手経路、購入枚数、保有枚数、ジャンル等

映像ソフト及びAV機器の視聴実態、普及状況・

DVD視聴機器を中心としたAV機器の普及状況、視聴環境、視聴状況(レンタルかセルか。録画状況等)ユーザーの他メディアとの接触、嗜好について・音楽、ゲーム、映像配信等コンテンツ産業の中のDVDセルの位置の把握

2. 方法

アンケート調査およびヒアリング調査

<アンケート調査について>

調査対象・全国に居住する満16才から69才の男女でインターネット利用者

調査時期・2005年9月

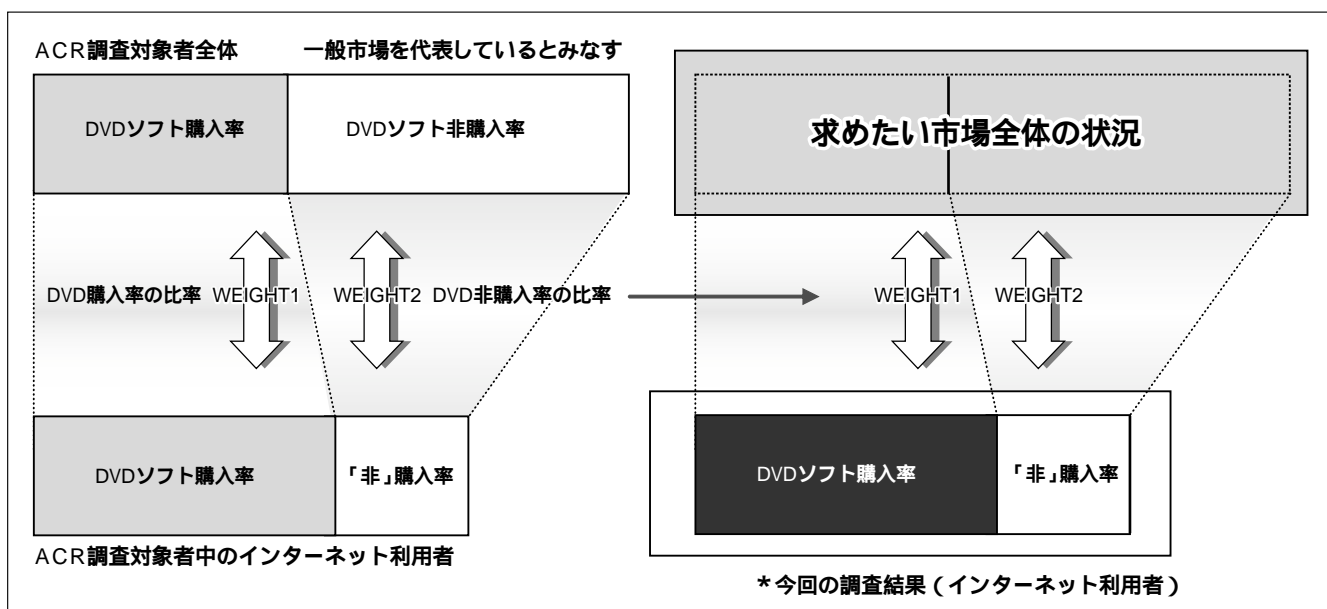
回収サンプル・2,311票

調査方法・インターネットによる調査

<集計データの補正について>

本調査は、インターネット利用者を対象として実施したため、インターネットを利用していない人を含む一般個人全体を推計する必要がある。このため以下のような補正を行っている。

補正に用いるデータとして、2005年5月実施の「ACR調査(株)ビデオリサーチが実施している媒体接触と消費行動に関する調査。全国主要7地区12,200人を対象とした調査」のDVDソフト購入率を用いた。「ACR調査」の対象者全体が一般の市場全体を代表しているとみなし、下図のような考えに基づき、ウェイト値を求め、今回のインターネットによる調査結果に対し補正を行った。



注1) 本調査は(社)私的録画補償金管理協会(SARVH)の著作権制度の普及を目的とする基金から助成を受けて実施された。

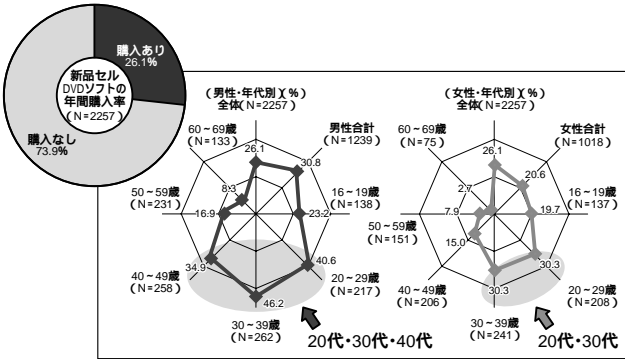
注2) 調査時期の都合上、本調査における「1年間」とは、2004年9月~2005年8月の期間を指す。

注3) 本調査では、セルDVDのことを中古で売買されるものと区別するために「新品セルDVD」と称している。新譜ソフトとは異なる。

II. 調査結果

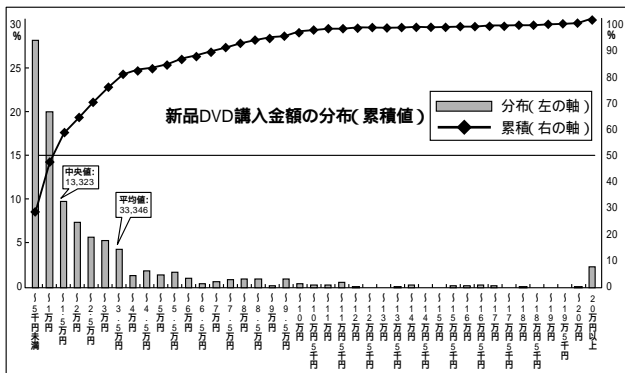
1. 1年間にセルDVDを購入した人は26.1%。

2004年9月から2005年8月の1年間に新品セルDVDを購入した人は全体の3割に満たなかった。男性で30.8%、女性で20.6%と性別により格差がある。



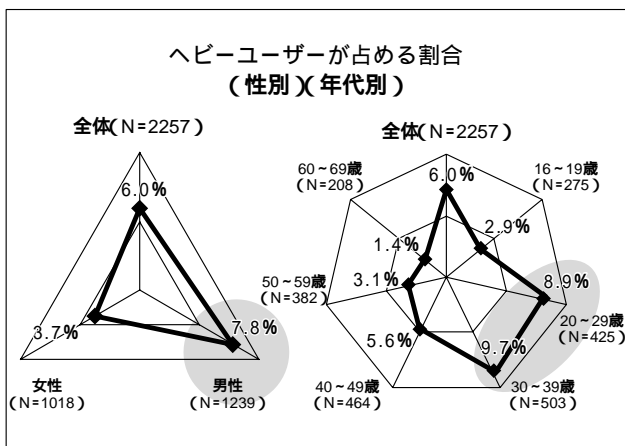
3. セルDVDの購入金額別構成は非常に特殊な分布。

年間購入金額の平均値が位置する3万円~3.5万円以下が81.4%を占めるが、平均値以上の分布も裾が非常に長く、20万円以上の構成比が再び高くなっている。



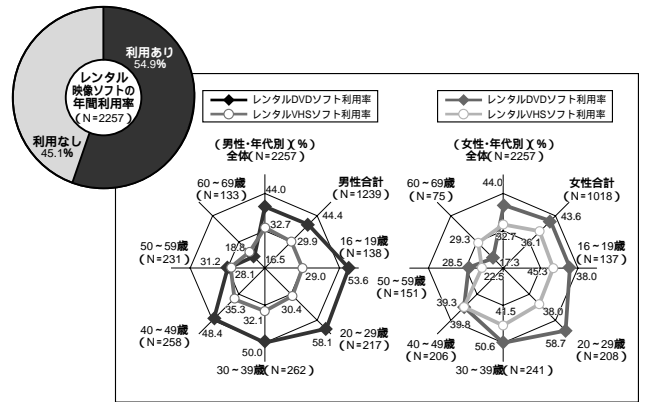
5. ヘビーユーザーは男性の7.8%、女性の3.7%の人であり、30代および20代に多い。

ヘビーユーザーの新品セルDVDの年間平均購入枚数は27.9枚、所有枚数では52枚を保有している。



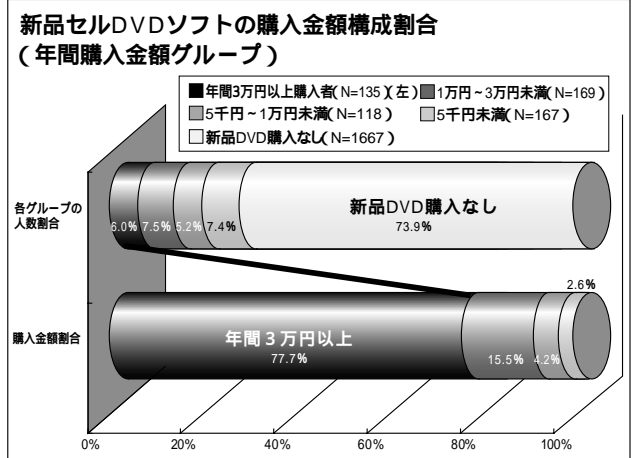
2. 1年間にレンタル映像ソフトを利用した人は54.9%。

半数以上の人レンタル映像ソフトを利用しており、セルDVDの購入率に比べれば、はるかに一般的な行為となっていることがわかる。

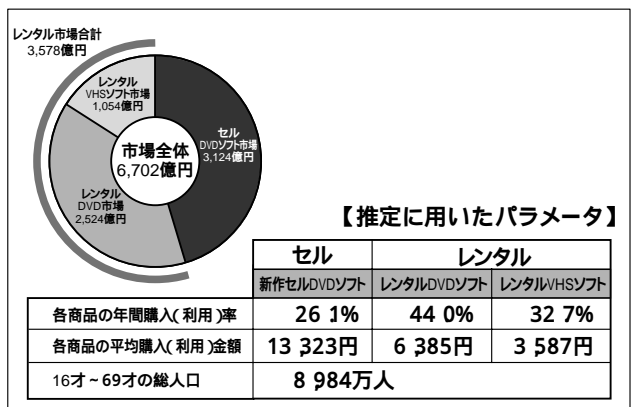


4. わずか6%を占めるヘビーユーザーが、セルDVD購入金額全体の78%を支えている

(ヘビーユーザーとは、中古を除くセルDVDソフトの年間購入金額が3万円以上の人)



6. パッケージ映像ソフトの推定市場規模は6,702億円。



セル市場推計のために用いた平均購入金額は、平均値の33,346万円ではなく、中央値の13,323円を用いた。3.で示したとおり、平均値以下の構成比が81.4%を占めていることから、平均値が必ずしも代表性のある数字とは言えないため、市場計算には中央値(回答票を小さい順に並べ、回答票全体の真中に位置する回答票の数値)を用いることとした。

私的録音録画問題の原点 「報酬請求権制度と技術的保護手段」 ～秋山多喜男氏(元私的録画委員会委員長 / 元当協会専務理事・事務局長)に聞く～

現在、文化庁の文化審議会著作権分科会では、私的録音録画補償金制度についての抜本的見直しを行い、平成19年度中に具体的結論を得るよう、私的録音録画問題小委員会を設けて審議を行っている。また、デジタル対応ワーキングチームでは、昨年度に引き続いて技術的保護手段の見直しも課題となっている。そこで、私的録画委員会(録画にかかわる権利者の団体の代表で構成)の委員長であった秋山多喜男氏に私的録音録画補償金制度導入の経過や技術的保護手段要求の経緯についてのお話を伺った。本号と次号の2回に亘ってインタビュー内容を整理して掲載する。

私的録音録画問題との関わり - 私的録画委員会

私は、1977年に、東宝の映像事業室長に就任しました。この頃、レーザーディスク係争が始まります。その審尋の場では、いちいち実務の説明した後、弁護士の先生が法律的な問題を議論されるという状況で、思うように展開しませんでした。その時から、本格的に著作権法を勉強するようになり、第5小委員会時代(1977～81年)の議論はあまり詳しくありません。

「著作権問題に関する懇談会」(1982～87年)には映連法制委員会委員として何回か出席した記憶があります。

第10小委員会(1987～91年)の審議がかなり進んだ90年4月1日に当協会の専務理事・事務局長になり、報酬請求権制度立法化の翌年(92年)に、録画にかかわる権利者で構成される「私的録画委員会」が設立され、その最初の委員長を私が仰せつかりました。「私的録画委員会」は、補償金の受け皿等を検討したもので、法制度を作ることに積極的に発言したという立場にはありません。

私的録画問題の原点

旧法では、手書きでの私的複製が前提で、「器械的化學的方法」による私的複製を認めていませんでした。その後、予測を上回るテクノロジーの進化により様々な問題が生じていますが、「私的複製は限定的に認められるべきである」という原点に立って私的録音録画問題を考えるべきだと思います。

自分が買ったものを自分でコピーするのだからいいではないか、といわれることがあります。30条1項の範囲内で行われる複製は、旧法では著作権が及んでいたものも制限したのですから、補償金の支払いは別問題です。権利を制限するにあたって、便宜的な方法として補償金を支払うとされたのですから。しかし、デジタル機器での複製を考えると、もっと適切な方法があれば、その方式に行くべきです。

そもそも、自分が購入したからという考え方が著作物の利用の考え方になじまないように思います。確かに物としてのCDは自分の物になっているわけで、それをご自分が家庭の中でお聞きになることはもともと自由なわけですが、その中身、著作物を自由勝手には使えないと言うことをまず理解してほしいわけです。そのときに、著作権の制限規定の範囲内であるならば、さらに複製されたとしても止むを得ないと私も思いますけれども。

デジタル限定の経緯 = 妥協の産物

報酬請求権制度導入の経過について詳しく知っているわ

けではありませんが、第10小委員会の結論の中でデジタルのみを対象とした経緯を簡略にご説明します。

本来、法制度上は、アナログも含めて報酬請求権制度の対象とし、「当分の間」とするかどうかはともかく、附則でデジタルの特定機器に限定するという考え方をすべきだと、私は当時から思っていました。また、加戸守行氏の「著作権法逐条講義」(*1)でも同様の考え方が述べられています(*2)し、文化庁の方々も同じような受け止めかたをしておられたと記憶しております。

そもそも、何でデジタルだけに限定したのかということですが、いくつかあります。

第1に、デジタル方式は、従来のアナログ方式に比べて高品質で、複製しても劣化がないと当時から言われていましたし、さらに再生や保存でも耐久性に優れていると言われていました。だから、権利者が被る不利益は格段に大きいと皆さん考えていたし、私もそう考えていました。

第2に、当時の状況に鑑みて、アナログまで含めるのは難しいと考えられ、できるだけ早くこの制度を導入するには(当時ほとんど普及していない)デジタル方式に限定するほうがよいと判断されたからです。早期の制度導入という考えは文化庁当局にもおありになり、我々もそう考えていました。理論上はアナログと区別すること自体がおかしいのですが、アナログ方式の機器とか記録媒体は広範に普及していましたので、ユーザーやメーカーの理解や協力を得てこの制度を円滑に導入をするためには、アナログまで含めることは困難だと考えられたのです。

「著作権法逐条講義」(*1)の後書き「改訂新版にあたって」から、新法制定時の担当責任者の加戸さんは、今の30条のような書き方をしたことを非常に悔んでおられる節が読み取れます。そこでは、やっとな重荷が降りたという意味のことを言っておられますが、そういう雰囲気が強かったので、できるだけ早期に制度を導入しようと考えられていました。

また、当時、各国でも先行して同様の制度を導入していたので、デジタル限定も止むを得ないということでした。

いわば妥協の産物です。

汎用機の取り扱いについて

パソコンなどの汎用機は、現在補償金の対象機器とはされていません。しかし、30条2項には汎用機を除く趣旨はありません。

というのは、著作権法第2条第1項第20号の「利用に際

しこれに用いられる機器」は、「録音・録画機器などのほかに、これに接続して複製などの制御を行う再生機器やパソコンを含む趣旨である」という説明が当時はっきりと文化庁サイドからありました。「著作権法逐条講義」でもそういう説明があります(*3)。「著作権法逐条講義」は、最初は加戸さんの講演をまとめて公的なものではないということでスタートしましたが、事務当局である文化庁の方々が、あとを継いで書いているものです。ですから、審議会の議論等をよくご存知の方々が、その時々議論をふまえて、しかも中立的な立場で書かれています。30条2項の説明としては「私的録音・録画に通常供されないものを除くこととしています」(233頁)と述べるに留まり、パソコンは明記されていませんが、技術的保護手段の対象としてはパソコンが明記されています。技術的保護手段の対象とされているのですから、著作権法は、当然パソコンを複製機能を有する機器として位置づけているといえると思います。

さらに、テレビとパソコンが今みたいに区別がつかなくなるとは思っていませんでした。インターネットというものが出てきて、地球の裏側の時間的な距離、地球の裏側と隣の部屋が大差なくなるということは、当時でも知識としてありましたが、色々な機能が付加されていくことの予見性はあまりありませんでした。携帯電話でテレビを見ようなどという発想すらありませんでしたし、ワンセグなんて話は予想だにしませんでした。

共通目的基金の趣旨

共通目的基金は、権利者が要求して2割になったわけはありません。しかし、やはりそういうものは必要だろうと言う認識はありました。

というのは客観的に見て公平に分配できるとは当時から思っていなかったからです。例えば、実演家の団体に補償金が分配されたとすると、綿密に調査をしたらもっと他の人たちにも分配されるべきお金がその中にも含まれているかもしれない。だとしたら、そういう人たちも含めて実演家の利益になることをしたほうがいいのではないかと、という考え方が私的録画委員会全体にもありました。私自身もそう思っていました。

2割が適切かどうかという議論は私的録画委員会ではしていないと思います。ただ何がしかの割合でそういうものがあつたほうがいいだろうという認識はありました。

機器・記録媒体の政令指定の経緯

対象機器を政令で定めるようになったのは、当時としては止むを得なかったのだという気持ちはあるのですが、適切な方法であったとは思えないですね。当時の私の認識では、携帯電話が写メール機能だとかワンセグみたいな動画機能を持つとは考えていませんでしたから、デジタル機器や記録媒体をすべて対象とすることが、非常に難しいと考えていました。

予見性について例を挙げてみますが、93年に第1回の「マルチメディア白書」が発行されました。私はその専門委員

を仰せつかっていましたが、毎年作っていく白書をどういう項目にするかというときに、私が著作権の問題と倫理の問題を加えるべきだと発言したのです著作権の問題は、当時でもご理解がいただけましたが、「倫理の問題」はご理解いただけませんでした。私も具体的な問題を想定できていたわけではありません。そして、大学の先生を中心に執筆担当の先生方はたくさんおられたのですが、倫理問題は締め切りの3週間前になって、書いてくれる先生がいないので私のところに戻ってきてしまいました。私も困り果てて、映倫の倫理規程とかそういうものの考え方を参考にさせていただいて、予定のページを埋めました。現在のさまざまな状況から見れば、「倫理」がもっとも重要な問題のひとつであることは誰もしが認めることとなりましたけれど。

だから、すべてのデジタル機器を対象にするよう要望するところに踏み切れなかったのは、予見性がなかったからで、今考えればもっと別の書き方があったのではないかと思います。主たる機能ということに当時はこだわりがあったのですが、今や何が主で何が従かわからない時代になっています。政令を読んでも専門家でなければどういう機器、記録媒体かわかりません。あのような書き方で継ぎ足していくということに無理があるのだから、根本的に考え直していただいたほうがいいと思います。改めて戻りますけれども、本来アナログも含めて法律に書くべきだったのですから。

タイムシフト、ブレースシフトについて

タイムシフト、ブレースシフトについては、あまり議論した記憶がありません。

当時は、録画してみるだけでなく、保存してライブラリーをつくるという傾向が強いので問題があるのではないかとすることは議論しましたが、それが録画した人の玄関から出て行かないかぎり、30条1項の範囲内である、というような話で終わったように思います。

第10小委員会報告書に、金額を考えるときにはタイムシフトやブレースシフトということも勘案しましょうというような記載(*4)がありますが、概ね皆さんの理解はそんなふうな感じでした。だからそんなに突っ込んだ議論をしたという記憶はありません。

(次号に続く)

(*1) 加戸守行著「著作権法逐条講義 五訂新版」(著作権情報センター)

(*2) 「著作権法逐条講義 五訂新版」233頁

(*3) 61頁「利用に際しこれらに用いられる機器」とは、録音・録画機器などのほかに、これに接続して複製等の制御を行う再生機器やパソコンを含める趣旨」と述べている。

(*4) 「著作権審議会第10小委員会(私的録音・録画関係)報告書」(平成3年12月 文化庁)77頁

「なお、報酬額に関して、(中略)私的録画の目的の中では、タイムシフティングが多く、タイムシフティングは権利者に実質的な不利益を生じさせていないではないかとの意見があることから、関係者の協議において具体的な額を定めるに当たっては、これらの意見についても検討する必要がある。」

文化庁法制問題小委への 「検討事項についてのお願い」提出について

4月20日、当協会は、文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会及び同デジタル対応ワーキングチームに対し、DVDビデオに付加されているCCI(Copy Control Information)がコピーコントロール技術か否か等を検討課題に加えていただくよう文書で要望した。

著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループの整理によれば、DVDビデオには、擬似シンクパルス、CGMS及びCSSの3種の技術的手段が用いられ、前二者はコピーコントロール技術であり、CSSはアクセスコントロール技術であるとされてきた(*1)。

しかしながら、DVDビデオに用いられているCSSは、課金の手段である暗号化技術とは異なり、コピーしたファイルを復号する正規の手段がないものである。したがって、当協会は、視聴不能の無意味なコピーしか行い得なくするコピーコントロールだと主張してきた。

この見解は、著名な著作権法研究者(*2)やDVDビデオの著作権保護技術を開発された技術者(*3)も説くところで、充分説得的な見解であると思われる。

ところが、CSSがアクセスコントロールとされてきたのは、DVDビデオに用いられている保護技術が果たす社会生活上の機能をみることなく、複数の保護技術のうち、暗号化という技術だけを取り出してこれを抽象的技術論で考えてきたためではなかろうか。

CSSは、パソコンなどの汎用機によるファイルコピーに対処するための技術として採用されたものであり、DVDビデオの映像データが著作権法上意味のある複製を行い得ないようにする機能を果たしている。そして復号することのできない映像データファイルは、著作物のコピーの名に値しないはずのものであるといえる。

しかしそれ以前に、そもそもDVDビデオの映像データは、パソコンでコピーできるのかも検証されなければならない。もし、コピーできないのならば、できないコピーを可能にするリッピングソフトはCSSだけでなく又はCSSと一体になったコピーコントロール技術を回避しているのではないか、との疑問が生じるところである。このような疑問から、「コピーコントロール」を名称に冠するCCIが、どのような技術に整理されるか、の検討を要望したのが今回の要望書である。

デジタル対応ワーキングチームと法制問題小委員会の今後の検討が注目される場所である。

(*1) 平成10年12月「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ(技術的保護・管理関係)報告書」(第2章第4節4)

(*2) 作花文雄著「詳解著作権法[第3版]」(2005年 ぎょうせい)726頁

(*3) 山田尚志「DVDの著作権保護技術をめぐるハリウッドとの交渉」『コピライト No.518』(著作権情報センター)1頁

JASRAC委員会の名称変更と 私的録画補償金問題委員会の設置について

著作権部会は、4月19日、JASRAC委員会の権利者団体対応委員会への名称変更と私的録画補償金問題委員会(藤枝正則委員長)の新設を決定した。

権利者団体対応委員会への名称変更は、文芸の権利者団体との懸案事項にも対応することとしたためである。

また、私的録画補償金問題委員会は、文化庁文化審議会著作権分科会が私的録音録画補償金制度の見直しを行うことから、私的録画問題の検討のため設置された。

現行著作権法は、旧法が複製権の制限としていなかった器械的化學的方法による複製を、私的複製として許容した(第30条)。そのため生じた問題に対処し、その後、第30条の適用範囲を限定する法改正が行われた(30条1項1号・2号、30条2項)が、なお第30条の権利制限は過大ではなかろうか。例えばCSSを解除するリッピングである。CSSがアクセスコントロールだとされるならば、CSSを解除する複製を、複製権制限の代償措置無しで著作権法が許容することとなるからである。

同委員会では、私的複製に関する権利制限は限定的であるべきとの従来からの考え方を踏まえ、私的録画問題と技術的保護手段等に関する検討を行う予定である。

BBマルチメディア委員会活動報告

4月5日午後4時より、BBマルチメディア委員会を開催した。今回は、パイオニア(株)ホームエンタテインメントビジネス事業企画部事業戦略部技術戦略担当部長の土田秀章氏をお招きし、パイオニアのデジタルホームネットワーク戦略をお聞きした。

ブルーレイディスクプレーヤーやレコーダーなどの登場により、家庭内と家庭までを繋ぐネットワーク環境が整うことが予測され、その環境をどのように活用していくかが、今後の課題となっていくことなどが語られた。

また、土田氏は、長い米国勤務の経験を踏まえて、日米の家屋環境の違いによるデジタルホームネットワークに対する感覚の違い、ホームエンタテインメントの需要仕方の違いなどから、必ずしも米国のIT関連企業が提唱するホームネットワークが、日本でも普及するとは考えられないことなどを指摘されていた。

昨年11月から始めた、ハードメーカー各社のデジタルホームネットワーク戦略を聞く会も4社目となったが、それぞれの考え方が反映された、興味深いものとなっている。

第252、253回定例理事会開催報告

第252回定例理事会は、4月4日(火)午後2時より協会会議室において開催された。議事の要旨は次の通り。

- 第1号議案 平成17年事業報告書(案)承認の件・・・承認
- 第2号議案 「第5回ブロードバンド特別講演会」に対する
共催名義使用承認の件・・・承認
- 第3号議案 事務局人事に関する件・・・承認
- 第4号議案 事務局長の他団体役員就任の件・・・承認
(社)著作権情報センター理事
(財)デジタルコンテンツ協会評議員
(社)私的録画補償金管理協会理事
(財)音楽産業・文化振興財団評議員

その他、事務局からの報告事項は次の通り。

各部会委員会報告について、2006年2月度ビデオソフト売上速報について、DVDハード出荷実績について等。

第253回定例理事会は、5月9日(火)午後2時より協会会議室において開催された。議事の要旨は次の通り。

- 第1号議案 協賛会員入会の件・・・承認
(入会)㈱オプトロム
(入会)トエミ・メディア・ソリューションズ㈱
- 第2号議案 平成17年決算報告書(案)承認の件・・・承認
- 第3号議案 平成18年度通常総会開催の件・・・承認
- 第4号議案 「IMC Tokyo2006」に対する後援名義使用承認の件・・・承認

第5号議案 平成18年度「青少年の非行問題に取り組む全国
強調月間」への協賛名義使用承認の件・・・承認

第6号議案 平成18年度昇給(案)承認の件・・・承認

その他、事務局からの報告事項は次の通り。

各部会委員会報告について、「新会員加盟促進ワーキンググループ」(仮称)設置の件(下掲載記事参照)、AACCSに関する経過報告について、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会検討事項に関するお願い、2006年3月度ビデオソフト売上速報について、DVD生産実績及びDVDハード出荷実績について等。

新会員加盟促進ワーキンググループの設置について

業務部会幹事会内に標記WGを設置した。これは、現在の映像ソフト業界を取り巻く諸環境を背景として、映像ソフト協会の将来展望と新しい組織やその運営のあり方、一層の会員社メリット等々について、幅広く意見をいただき1年間を目途に協議を重ねWGとしての考え方を纏めていくものである。

WGの委員は、業務部会幹事会の幹事を中心とし、座長は東宝㈱藤原取締役映像事業部長、副座長にはジェネオンエンタテインメント㈱熊澤常務取締役制作本部長に就任いただいた。

ANTI-PIRACY 違法対策部会

平成17年度活動報告と18年度活動方針

去る5月17日(水)午後4時30分より、当協会会議室において違法対策部会(大谷信義部会長・松竹㈱)を開催し、平成17年度の活動実績の報告および平成18年度の活動方針について承認した。当日は、各地区連絡協議会の代表者にも特別委員としてご参画いただいた。以下に活動実績及び活動方針を抜粋して報告する。

1. 調査・警告活動

平成17年度は、1都1道2府17県のレンタルビデオ店575店について調査活動を実施した。

その結果、廃業等279店を除く実質営業296店中、66件の違法行為が確認された。その内訳は、海賊版所持5件、セル用DVDのレンタル転用53件、セル用VCのレンタル転用8件。このうち海賊版所持の5店より、海賊版DVD403枚、海賊版VC209本を確認し、海賊版DVD376枚、海賊版VC277本を回収した。違法行為確認率は22%となった。レンタルビデオ店において、海賊版DVDが確認(東京都、大阪府、大分県)されたのは、今年度が初めてである。このうち、東京都、大阪府の店舗においてはそれぞれ100枚、273枚と大量の海賊版を所持していた。

2. 刑事告訴・摘発活動

刑事告訴による警察の摘発は、1都1府6県で27事件が行われ、100件の告訴状が受理された。強制捜査により、海賊版DVD7470枚、海賊版VC4780本等が押収された。このうち21事件については、街頭路上における海賊版DVDの販売の露天商に対するものであった。特に大阪府においては、梅田、心斎橋、日本橋等の露天商に対して、12事件が行われた。告訴に伴う海賊版の鑑定数は、東映ビデオ㈱等10社DVD426枚、VC81本に上った。

3. インターネット調査

2002年5月1日より、インターネット上の著作権侵害に係る調査を、日本国際映画著作権協会(JIMCA)に業務委託する方式で実施している。当初は、インターネットオークションにおける海賊版の出品の把握を調査の主たる目的としていたが、昨年からPtoP(ファイル交換)における違法ファイルの交換の実態把握に焦点を当てている。その結果、従来「無い」と考えられていた日本の劇場での盗み撮りが、実際には存在しているという実態が浮かび上がった。

そこで本年は、現在主流であるPtoPアプリケーション「Winny」及び「Share(仮称)」を対象に、日本映画の劇場での盗み

撮りがどの程度行われているかを重点的に調査した。

手法としては、盗み撮りされるであろうと予想されるタイトルを劇場公開前に予め幾つかピックアップし、上記PtoPにて実際に流通されるか否かを監視するというもの。その結果、「多くの作品が盗み撮りの被害にあっている」という訳ではないことが判ったが、やはり盗み撮りの存在自体は否定できなかった。また、我々の調査の目が届かないところ（PtoPを介さず、等）で、違法ファイルがやり取りされている事も十分考えられる。

このように盗み撮りされた映像をもとに作成された海賊版DVD等の販売は、大阪・日本橋筋商店街における露天商を中心に確認されている。劇場公開中に、同タイトルの海賊版DVDが路上で比較的簡単且つ安価に入手できるという、非常に深刻な現状にあると言える。

4. 警察および関連機関との連携

(1) 警察

刑事告訴（調査報告、捜索立会、告訴状提出等）

警視庁東巣鴨警察署 / 警視庁本所警察署 / 千葉県船橋警察署 / 埼玉県川越警察署 / 神奈川県都筑警察署 / 神奈川県港北警察署 / 静岡県島田警察署 / 静岡県藤枝警察署 / 奈良県高田警察署 / 大阪府生野警察署 / 大阪府天満警察署 / 大阪府南警察署 / 大阪府浪速警察署 / 大阪府首根崎警察署 / 鹿児島県中央警察署 / 鹿児島県名瀬警察署 /

(2) 3ヶ月に一回、連絡会をもち、日本国際映画著作権協会(JIMCA)やビデオ倫理監視委員会と調査報告、調査予定など細部にわたる打合せを行っている。

5. その他

海賊版撲滅キャンペーン in なにわ

大阪府浪速区日本橋の海賊版DVD露天商に対する、警察、権利者、日本橋商店街合同海賊版排除パトロール(12月、1月、2月)に参加。また、1月20日には、関西地区連の協力を得て、なんば高島屋前で海賊版撲滅の啓発活動を行った。

平成18年度 活動方針

平成18年度、憂慮される侵害行為等としては、

街頭路上における海賊版DVDの販売

インターネットオークションによる海賊版ソフトの売買

映像ソフトの違法ファイル交換の存在

アジア地域における日本製コンテンツの海賊版などの権利侵害多発

アジア製海賊版DVD・VCDの流入(日本製コンテンツの逆輸入も含め)

などが挙げられる。

違法対策部会では会員社との連携を深めつつ情報収集に努めるとともに、その侵害事実の早期確認と早期防止に向けた研究・対応に尽力していくものとする。

項目別の活動方針は下記のとおりである。

1. 「調査・警告活動」の強化
2. 「法的手続き」の強化
3. 「警察との連携」
4. 「地区連絡協議会との連携」
5. 「関係諸団体との連携」
6. 「広報・啓発活動」

平成17年度 違法対策活動実績

調査店数	575店
営業店数	296店
違法行為 確認件数	海賊版所持 5件 DVD、VCセルのレンタル転用 61件
海賊版確認本数	DVD 403枚 VHS 209本
海賊版回収本数	DVD 376枚 VHS 277本
刑事告訴事件数	27件
警察による海賊版押収本数	DVD 7470枚 VHS 4780本
違法行為確認率	22%
廃業率	49%

違法対策活動実績の推移

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
調査店数	854店	974店	916店	1026店	575店
営業店数	514店	590店	481店	519店	296店
違法行為 確認件数	海賊版所持 18件 DVD、VCセルの レンタル転用	28件	18件	15件	5件
海賊版確認本数	DVD 2823本 VHS	1479本	1484本	636本	403枚 209本
海賊版回収本数	DVD 2695本 VHS	1045本	1227本	568本	376枚 277本
刑事告訴事件数	3件	1件	4件	15件	27件
違法行為確認率	4%	20%	27%	30%	22%

平成17年度調査状況一覧表(都道府県別)

調査地区	調査店				海賊版所持店			海賊版 確認本数 (D:DVD/V:VHS)	海賊版 回収本数	セロDVDの レンタル 転用	セロVCDの レンタル 転用
	許諾店	無許諾	廃業等	計	許諾店	無許諾	計				
北海道	18		6	24						1	
青森県		1		1						1	1
秋田県	21	2	20	43						4	
岩手県	16		4	20						4	1
山形県	4	4	11	19						1	
東京都	2	2		4		1	1	D:100/V:100	D:98/V:169	3	
神奈川県	1			1						1	
新潟県	24	3	43	70						6	
福井県	23	1	24	48							
静岡県	38	6	54	98	1	1	2	V:109	V:108	3	
愛知県	5		15	20							
京都府	27		51	78						6	2
大阪府		3		3		1	1	D:273	D:246	2	
兵庫県	2			2						2	
徳島県	1			1							1
高知県	1	1		2						2	
福岡県	7			7						2	1
長崎県	36	3	39	78						6	1
熊本県	1			1						1	
大分県	37	4	12	53		1	1	D:30	D:32	7	1
鹿児島県	2			2						1	
合計	266	30	279	575	1	4	5	D:403/V:209	D:376/V:277	53	8

営業部会 米国映像市場視察ツアーについて

当協会では、第7回となる「米国映像市場視察ツアー」を、本年も8月末に、ロサンゼルス・ラスベガスエリアを中心に実施する予定である。米国の流通における映像産業の実状と今後の動向を探ることを目的としているが、米国在住の流通コーディネーターの同行により、視察先からもできる限り深い関連情報を収集できればと考えている。映画産業の拠点であるロサンゼルスへの訪問店舗では、発売直後の両陣営の次世代DVDソフトが、様々な業種でどのように取り扱われているかを観察し、さらに各訪問先でのマネージャーとのミーティングやセミナーを通じて、業界の最新情報あるいは店舗運営上の様々な問題などについての意見交換ができればと考えている。続いて、ラスベガス近郊の各店舗では、アメリカの平均的なレンタル店やセル店の姿を観察する予定である。さらに、本年はネット通販業のバイ・ドットコム社と拡大の著しいバイアコム社の訪問も企画している。主な訪問先は、V.S.D.A / バイアコム社 / バイ・ドットコム社 / ブロックバスター / ハリウッドビデオ / ベストバイ（全米1の家電量販店） / ウォールマート（世界最大の小売業） / サンコースト（大手ビデオソフト店）他、数カ所を予定している。

期間は平成18年8月27日（日）～9月3日（日）までの8日間で、営業部会のメンバーを中心に20名弱の視察団となる予定である。

AACSライセンス費用に関する 要請書送付について

次世代DVD（ブルーレイ、HD-DVD）向けのコンテンツ保護技術であるAACS（Advanced Access Content System）のライセンス費用に関して、業務部会幹事会を中心に協議を進めた結果、5月中旬にAACS設立メンバー宛へライセンス費用の負担軽減などの再考を求める要請書を板谷専務理事名にて送付した。

これは、先にAACS設立メンバーから当協会会員社を対象に、AACSの技術及びライセンス費用等の説明会開催を受けて、会員社からの意見を基に早々に検討・協議した結果によるものである。

説明会の中では、コンテンツプロバイダーがAACSを採用する場合には、年間管理費及びAACSの鍵代を負担するよう求められている。そこで日本国内が主たる市場である映像ソフト協会会員社としては、その費用はたいへん重い負担であることから、再考を求める旨をAACS設立メンバーへ書簡にて要請したものである。

JVA会員懇親 ゴルフコンペ開催報告

去る4月21日（金）、千葉県市原市の立野クラシックゴルフクラブにおいて、恒例のJVA会員社等による懇親ゴルフコンペが開催された。このコンペは今回で31回目となる。

優勝は、東映ビデオ㈱常務取締役の石井徹氏で、グロス86、HDC14.4、NET71.6のすばらしい成績だった。準優勝は㈱角川エンタテインメント執行役員の石橋隆文氏、3位はイベントクス・マーケティング・コミュニケーションズ㈱代表取締役副会長の笠神寛氏と続いた。またベストスコアはグロス83で㈱ポニーキャニオン代表取締役社長の桐畑敏春氏が勝ち取った。

角川会長（右）からJVA会長杯を受け取る東映ビデオ㈱石井徹氏



事務局人事

平成18年4月10日付

酒井 信義	管理部部长代理兼管理課長（前 管理部管理課長）
駒崎 武一	業務部次長兼事業課長（前 業務部事業課長）
上田 直子	管理部次長兼広報課長（前 管理部広報課長）
吉原 信一	業務部法務課長（前 業務部法務課主事）
高木 俊	業務部法務課主事（前 業務部法務課）



リレーエッセイ 59



メモリーテック㈱ 代表取締役社長 川崎代治氏からのご紹介

浅野 健 氏 (株式会社 金羊社 代表取締役社長)

「憧れは憧れのままに」

昭和47年に大学を卒業し社会人になりました。多くの方々と同様、仕事中心の生活で、これといった趣味もなく、気が付けば40代も中盤になっていました。

今から12～13年前のことです。何気なく目にした新聞広告に釘付けになってしまったのです。それは外資系通販会社の広告で、1948年型フォードの24分の1縮尺スケールモデルの限定販売に関する内容でした。子供の頃に見たことも、確か、乗ったこともある、懐かしい姿に、私は一瞬にして少年時代にタイムスリップしてしまいました。自動車が大好きだったあの頃。街を走っている自動車の名称を全て言い当てて喜んでいたらあの頃。しかも1948年は私の生まれた年。自動車のスケールモデルも、鉄道模型も、飛行機も船も、あれだけあった当時の宝物を一体どうしてしまったのだろう。名残りのいくつかを急いで捜し出し、もう殆ど残っていない記憶を必至に呼び戻そうと努力してみましたが、後の祭り。

現実に戻り誌面の番号に電話し、購入申し込み。我ながら何の躊躇いもない素早い行動に感心したものでした。待つこと数日、帰宅した私を待っていたものは一目でそれと解る包みでした。着替えも早々に梱包をほどくと、待ってました、濃紺のボディカラー、ずっしりとした重量感、その晩は遅くまで、少年時代の思い出に浸りながら眺めていました。

これが現在の私のミニカーコレクションの始まりでし

た。いつかは乗ってみたい、憧れの対象であった英国製2座席スポーツカー。次には独、伊、仏の欧州車、そして米国車、全て1950年台から60年台のもので占められています。最近では同年台の国産車、そして日本GP出場の強者たち。また海外のレース、ラリーで活躍した名車たちも。気が付けばその数およそ300台。モデルのメーカーも、米・英・仏・独・伊、そして日本、ロシア製も1台、多国籍となりました。

素材も大多数はダイキャストですが、ブリキ製、木製も少数ですが仲間入りしています。またダイキャスト製の大半が中国製であるのも時代でしょうか。

休日の楽しみはこれら各車の洗車、ではなく埃払い。また、駐車位置の入れ替えなど、あれこれ考えながらの作業です。

またドイツで目に止め、購入したことがきっかけでコレクションアイテムになった「灯台」も50台(灯台を数える単位は勝手に台にしています)を超え、自動車と共に空地の確保に苦労していますが、とても楽しい苦労です。

いつかはミニカーでなく実物を、そして灯台の見える素敵な所にガレージを作り一日中過ごす生活に憧れていましたが、最近では実物よりもスケールモデルで充分、何故ならば実物で300台は不可能でしょう。憧れは憧れのままにしておくのも、とても楽しいものです。

日誌に見る協会の動き

【3月】

2. 統計調査委員会
6. 業務使用対策委員会バス小委員会
7. 東北地区ショップコンテスト表彰式
理事会
8. AACSIに関する説明会(会員者対象)
9. 中部地区ショップコンテスト表彰式
10. ACAシンポジウム2006(日経ホール)
13. マーケティング委員会
14. 関西地区ショップコンテスト表彰式
総合連絡委員会
15. 統計記者発表
16. 北海道地区ショップコンテスト表彰式
17. ACAシンポジウム2006大阪

20. 法務打合せ
22. 九州地区ショップコンテスト表彰式
23. 著作権部会
27. 映像倫理運営委員会
28. 中国地区ショップコンテスト表彰式
業務使用対策委員会
30. 業務部会幹事会

【4月】

4. 理事会
5. DVDマーケット調査 記者発表
BBマルチメディア委員会
7. JASRAC会議
11. 総合連絡委員会

12. DVDマーケット調査 説明会
17. マーケティング委員会
19. 著作権部会
21. JVA会員懇親ゴルフ会(於:立野クラシック)
業務使用対策委員会
27. JASRAC委員会
業務部会幹事会

統計

2006年3月度

	3 月 実 績 (金額単位: 百万円 数量単位: 千本・千枚)								1 月 ~ 3 月 の 累 計								
	金 額	構成比	前年 同月比	数 量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年 同期比	数 量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	17,047	60.0%	98.6%	5,084	63.2%	80.4%	953	120.3%	増 減 17社 10社 その 他5社	48,933	66.1%	101.1%	15,477	71.4%	98.9%	2,397	126.9%
レンタル店用	11,122	39.1%	218.5%	2,571	32.0%	273.9%	499	104.0%		24,598	33.2%	173.7%	5,196	24.0%	205.8%	1,709	123.4%
その他・業務用	266	0.9%	223.5%	386	4.8%	156.0%	11	137.5%		515	0.7%	172.5%	1,003	4.6%	160.8%	11	137.5%
DVDビデオ	28,435	97.7%	126.4%	8,042	98.3%	107.1%	1,463	114.3%		74,046	97.2%	117.8%	21,676	98.2%	115.3%	4,117	125.4%
販売用	90	13.4%	31.4%	38	26.9%	52.6%	43	76.8%		320	14.9%	41.5%	110	28.0%	53.1%	92	57.1%
レンタル店用	554	82.4%	31.5%	93	66.1%	33.0%	201	116.2%		1,766	82.1%	33.4%	257	65.1%	28.8%	400	67.2%
その他・業務用	28	4.2%	57.1%	10	7.0%	39.6%	5	45.5%		65	3.0%	65.7%	27	6.9%	52.4%	5	27.8%
カセット	672	2.3%	32.1%	141	1.7%	37.1%	249	103.8%		2,151	2.8%	35.0%	394	1.8%	34.3%	497	64.2%
合 計	29,107	100.0%	118.4%	8,183	100.0%	103.7%	1,712	112.6%		76,197	100.0%	110.4%	22,070	100.0%	110.7%	4,614	113.8%

今月の売上報告社数.....33社 (前年同月の報告社数: 31社) 無回答社.....3社
売上金額の増減社数.....前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合

2006年4月度

	4 月 実 績 (金額単位: 百万円 数量単位: 千本・千枚)								1 月 ~ 4 月 の 累 計								
	金 額	構成比	前年 同月比	数 量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年 同期比	数 量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	22,350	68.8%	106.5%	8,764	80.5%	113.6%	774	28.9%	増 減 13社 16社 その 他4社	71,283	66.9%	102.8%	24,241	74.4%	103.8%	3,171	167.9%
レンタル店用	9,966	30.7%	154.8%	1,877	17.2%	160.7%	351	18.1%		34,564	32.4%	167.8%	7,073	21.7%	191.5%	2,060	148.7%
その他・業務用	168	0.5%	80.8%	245	2.3%	92.8%	0	0.0%		683	0.6%	134.8%	1,248	3.8%	140.6%	11	137.5%
DVDビデオ	32,484	97.5%	117.5%	10,885	98.1%	119.0%	1,125	84.0%		106,530	97.3%	117.7%	32,561	98.2%	116.5%	5,242	113.4%
販売用	254	30.6%	82.2%	120	57.2%	111.5%	18	9.1%		574	19.3%	53.1%	231	38.2%	73.0%	110	68.3%
レンタル店用	554	66.7%	27.3%	82	38.8%	26.1%	85	11.2%		2,320	77.8%	31.7%	338	55.9%	28.1%	485	81.5%
その他・業務用	22	2.7%	25.0%	9	4.0%	25.7%	3	15.8%		87	2.9%	46.5%	36	5.9%	42.0%	8	44.4%
カセット	830	2.5%	34.2%	210	1.9%	46.4%	106	52.2%		2,981	2.7%	34.7%	605	1.8%	37.7%	603	61.7%
合 計	33,314	100.0%	110.8%	11,096	100.0%	115.6%	1,231	79.8%		109,511	100.0%	110.5%	33,166	100.0%	112.3%	5,845	104.4%

今月の売上報告社数.....33社 (前年同月の報告社数: 31社) 無回答社.....3社
売上金額の増減社数.....前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合

DVD生産統計

(単位: 千枚)

地 域	区 分	04 / 1 ~ 3	04 / 4 ~ 6	04 / 7 ~ 9	04 / 10 ~ 12	04年計	05 / 1 ~ 3	05 / 4 ~ 6	05 / 7 ~ 9	05 / 10 ~ 12	05年計	06 / 1 ~ 3				06年計
国内向け	合計枚数	54,540	52,454	55,477	74,065	236,536	52,036	49,407	58,938	85,877	246,258	59,183				59,183
	前年同期比	136.0%	128.7%	117.3%	113.9%	122.4%	95.4%	94.2%	106.2%	115.9%	104.1%	113.7%				113.7%
	DVDビデオ	41,558	44,864	45,817	58,881	191,120	41,432	42,754	49,053	73,938	207,177	47,315				47,315
	前年同期比	156.4%	140.1%	140.7%	117.1%	135.1%	99.7%	95.3%	107.1%	125.6%	108.4%	114.2%				114.2%
	DVD-ROM	12,982	7,590	9,660	15,184	45,416	10,604	6,653	9,885	11,939	39,081	11,868				11,868
	前年同期比	96.0%	86.8%	65.6%	102.8%	87.7%	81.7%	87.7%	102.3%	78.6%	86.1%	111.9%				111.9%

回答社... ㈱ソニー・ミュージックコミュニケーションズ / コロムビアデジタルメディア㈱ / トエミメディア・ソリューションズ㈱ / 日本ビクター㈱ / 松下電器産業㈱ / メモリーテック㈱の6社
2006年第1四半期調査から、東芝EMI㈱からトエミメディア・ソリューションズ㈱に変更

社団法人 日本映像ソフト協会

会員社名（五十音順） 2006年6月1日現在

正会員（36社）

(株)アニプレックス
アミューズソフトエンタテインメント(株)
(株)インプレスホールディングス
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)
エイベックス・マーケティング・コミュニケーションズ(株)
(株)NHKエンタープライズ
角川ヘラルド映画(株)
(株)角川エンタテインメント
(株)角川書店
カルチュア・パブリッシャーズ(株)
(株)ギャガ・コミュニケーションズ
キングレコード(株)
コロムビアミュージックエンタテインメント(株)
ジェネオンエンタテインメント(株)
(株)小学館
松竹(株)
(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント
(株)第一興商
東映ビデオ(株)
東芝EMI(株)
東芝エンタテインメント(株)
東宝(株)
東宝東和(株)
20世紀フォックス
ホームエンターテイメントジャパン(株)
凸版印刷(株)
日活(株)
(株)バップ
(株)ハピネット
バラマウント ホーム エンタテインメント ジャパン(株)
バンダイビジュアル(株)
ビクターエンタテインメント(株)
(株)ポニーキャニオン
ユニバーサル・ピクチャーズ・ジャパン(株)
ユニバーサルミュージック(株)
ワーナーエンターテイメントジャパン(株)

協賛会員（23社）

(株)アイ信
(株)一九堂印刷所
(株)IMAGICA
(株)オプトロム
(株)キュー・テック
(株)金羊社
(株)ケンメディア
(株)ジャパン・ディストリビューション
システム
(株)星光堂
ソニーPCL(株)
大日本印刷(株)
(株)東京現像所
東芝デジタルフロンティア(株)
(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ
トエミ・メディア・ソリューションズ(株)
(株)トーハン
東洋レコーディング(株)
(株)図書館流通センター
日本出版販売(株)
日本レコードセンター(株)
富士フイルムイメージング(株)
マルサカ商事(株)
メモリーテック(株)